

契 約 書

修習資金貸与金事務管理システム用サーバ機等（以下「物品」という。）の賃貸借等に  
関し、発注者最高裁判所と受注者東京センチュリー株式会社とは、次の条項及び別紙仕様  
書により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（物品の品目、規格等）

第1条 物品の品目、規格、数量、単価、借入場所、借入等期間、業務の内容及び賃貸借  
料等は、次のとおりとする。

(1) 品 目	別紙仕様書のとおり
(2) 規 格	
(3) 数 量	
(4) 単 価	
(5) 借 入 場 所	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
(6) 借入等期間	
(7) 業務の内容	別紙仕様書のとおり
(8) 賃貸借料等	金1,732,752円 (うち消費税及び地方消費税額 金128,352円) ただし、分割額は別紙支払内訳書のとおり

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承  
継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を受けた場合は、この限りでな  
い。

（下請等）

第4条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面  
による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督）

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行  
わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（業務の検査）

第6条 受注者は、毎月の業務が完了した場合には、速やかにその旨を発注者に通知しな  
ければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内  
に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補  
修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検

査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

(賃貸借料等の支払)

第7条 受注者は、賃貸借開始日の属する月の翌月以降、前条の検査に合格した場合には、毎月遅滞なく前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出し、発注者はそれを受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

2 賃貸借料等は、賃貸借開始の日から計算するものとする。ただし、その日又は最終賃貸借日が月の中途である場合には、月額賃貸借料等を当月総日数により除した額に当月賃貸借期間の日数を乗じて算出するものとする。

(履行遅延の賠償)

第8条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては賃貸借料等を日割りとした金額に対し、年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第9条 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了したまでの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(物品の滅失、毀損)

第10条 物品の返還までに生じた物品の滅失、毀損についてのすべての危険は、発注者の負担とする。ただし、期間対応の損耗並びに別紙仕様書による場合はこの限りではない。

2 物品が毀損したときは、発注者は自己の費用で完全な状態に復元又は修理を行い、その明細を書面で受注者に通知しなければならない。

3 物品の修理不能又は滅失等（第三者による所有権侵害を含む。）の場合には、受注者は、発注者に対し損害の賠償を請求できるものとし、その額は、商取引上の慣習に従い、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

4 第2項の場合には、本契約は何らの変更もなく存続し、第3項の場合には、賠償金の支払完了と同時に本契約は終了するものとする。

(保険)

- 第11条 受注者は、物品（ソフトウェアを除く。）に対し、賃貸借期間中、受注者の名義で動産総合保険を付し、その保険料は受注者の負担とする。
- 2 前項の動産総合保険は、日本国内における偶然の事故（火災、盗難、落雷、台風、水害、爆発、破損など）によって生じた損害をてん補するものとする。ただし、発注者の故意又は重大過失による損害を除く。
- 3 保険金は、受注者が受け取るものとし、保険事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知し、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく受注者に交付しなければならない。
- 4 受注者は、保険会社から受領した保険金を、発注者が前条第2項及び第3項により支出した額を限度として発注者に支払うものとする。

(善管注意義務等)

- 第12条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物品を管理するものとする。
- 2 発注者は、文書により受注者の承諾を得た場合を除き、この契約に基づく賃借権を譲渡し、又は物品を転貸し、あるいは借入場所を移動し、若しくは原状を変更できないものとする。

(瑕疵担保責任)

- 第13条 物品又は設定作業等に隠れた瑕疵が発見された場合には、発注者は、受注者に対し、取り替え、補修その他の措置を請求する権利を受注者に代わり行使する際に必要な協力を求めることができる。この場合における担保の期間は、同機器の納入又は設定作業等が完了した日からそれぞれ1年とする。
- 2 業務の完了後その内容に瑕疵があることが発見された場合には、受注者は、発注者の指示により、発注者の定める期間内に瑕疵を補修し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。この場合における担保の期間は、第6条第2項又は第3項の規定に基づき検査の完了した日から1年とする。

(秘密の保持)

- 第14条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

- 第15条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、いつでもこの契約を解除することができる。
- (1) この契約書の条項又は別紙仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他、この契約目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、解除されるまでの使用に供した期間又は業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約書の条項若しくは別紙仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合にはこれを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、解除されるまでの使用に供した期間又は業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第17条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、発注者又は受注者は、相手方に対し、損害の賠償を請求できるものとし、その額は、商取引上の慣習に従い、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、賃貸借料等の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）

- に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の賃貸借料等の10分の1に相当する金額のほか、賃貸借料等の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- （談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）
- 第19条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- （属性要件に基づく契約解除）
- 第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるとときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。  
(行為要件に基づく契約解除)

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第22条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第23条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第24条 発注者は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第17条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第25条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(物品の返還)

第26条 本契約の期間が満了又は契約解除等により終了したときは、別紙仕様書による場合を除き、発注者は、発注者の負担において直ちに物品を受注者に返還しなければならない。

(著作権等)

第27条 提出物の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、提出物に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた提出物にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、提出物を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作した著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第28条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第29条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、法令の規定及び商取引上の慣習に従い、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成30年4月2日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

笠井之



受注者 東京都千代田区神田練塀町3番地

東京センチュリー株式会社

代表取締役

浅田俊



(別紙)

## 仕様書

### 第1 件名

修習資金貸与金事務管理システム用サーバ機等の貸貸借等

### 第2 目的等

本調達は、修習資金貸与金事務管理システム用のサーバ機等（以下「サーバ機等」という。）の更新に伴い、必要な機器等の貸貸借及び保守作業等を行うものである。

### 第3 調達範囲

- 1 別紙1のハードウェア及びソフトウェア（以下「借入機器等」という。）の貸貸借
- 2 借入機器等に対し、別紙2のとおり保守作業を行う。

### 第4 貸貸借期間及び保守作業期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 第5 借入機器等の設置場所

最高裁判所データセンタ（具体的な所在地については、契約後受注者に通知する。）

### 第6 提出物等

#### 1 提出物

次の提出物を紙媒体、電磁的記録媒体（以下「電子媒体」という。）で各1部作成すること。

- (1) 保守作業実施計画書
- (2) 月次報告書
- (3) 障害等対応報告書

#### 2 提出物等の書式等

##### (1) 使用する言語

日本語

##### (2) 用語の定義等

用語の定義は共通フレーム2013に従うこととし、提出物等中に共通フレーム2013に定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。  
提出物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

##### (3) 書式等

###### ア 書面によるものについて

用紙は、日本工業規格（JIS P 0138）A列4番を原則とする。ただし、図表を用いる場合は、必要に応じてA列3番を用いることもできる。

また、用紙の向きは縦置き、文字の記載方向は横書き、用紙の縁じ方は左縁じ、1列の文字数は40文字以内、1頁の行数は35行以内、文字のポイント数は11ポイント以上とする。ただし、図表等を用いる場合や見やすさの観点から必要な場合には、この限りではない。

なお、各書面は2穴パンチによる縦てつとするため、左余白3センチメートル

を空けること。

イ 電磁的記録媒体によるものについて

電磁的記録媒体の記録方式は、[REDACTED]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

- (ア) [REDACTED]
- (イ) [REDACTED]
- (ウ) [REDACTED]
- (エ) [REDACTED]

なお、書面及び図表等の電子データのファイル名は、簡潔で一義的に理解できる体系的なものとし、上記(ア)から(エ)までの形式によるファイルのほか、PDFファイル化できるものについては、同ファイルも添付すること。

3 提出物等の納入期限

- (1) 契約締結日から7開庁日以内 (1の(1))
- (2) 前月分を翌月の5開庁日以内 (1の(2))
- (3) 障害が復旧した日の翌開庁日 (1の(3))

4 納入場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

5 最高裁判所が、業務が完了をしたことを確認したことをもって検査の完了とする。

第7 その他の条件等

1 業務の再委託

- (1) 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において委託が必要であると判断した場合は、その理由と委託する範囲を明示した上、書面により最高裁判所に申請し、事前に承諾を得ること。
- (2) 委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合には、受注者は、再委託の相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

2 機密保持

- (1) 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- (2) 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係わる体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。

ア 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項

イ 最高裁判所が提供した業務上の情報で対外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他の裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項

- (3) 受注者の故意又は過失によって、(2)のア又はイの秘密が外部に漏えいする等の事

故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。

- (4) 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (5) 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。
- (6) 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊等の方法を用いて、業務用に保持しているすべての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

### 3 知的財産関連

- (1) 提出物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、提出物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。
- (2) 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

### 4 情報セキュリティに関する事項

- (1) 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティに関する対策基準に準拠すること。
- (2) 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる体制を構築すること。
- (3) 受注者は、サーバ室又は運用管理室に立ち入る必要がある場合には、最高裁判所の定める要領に従い、事前に立入日時及び入室者の氏名を届け出て、最高裁判所の承諾を得ること。
- (4) 受注者は、提出する提出物等の記録媒体に対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。

### 5 受注者の条件

- (1) 品質管理能力

受注者は、品質マネジメントシステムに関する ISO9001、CMM/CMM

I レベル3以上若しくはそれらに相当する品質管理手法を確立し、いずれかの認証を受けているか、又はそれらと同等の品質保証体系の確立をしていること。

(2) 個人情報保護

受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）又はその指定機関が認定するプライバシーマークの使用を許諾されているか、又はそれと同等の個人情報保護体制の確立をしていること。

(3) 情報セキュリティ

受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する審査機関が認証する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（JISQ 27001）若しくはISO/IEC 27001の認証を受けているか、又はそれと同等の情報セキュリティ管理体系の確立をしていること。

(4) プロジェクトマネージャ

ア 本件納入作業等に当たり、主要メンバー（管理クラスのメンバー）を統括してプロジェクトを推進するプロジェクトマネージャは、5年以上のプロジェクト管理経験を有するとともに、本システムと同等の規模のシステムの開発・導入をプロジェクトマネージャとして一貫して実施した経験があること。

イ プロジェクトマネージャは、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験又はプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）試験の合格者であること。

(5) 要員確保

受注者は、本作業の履行が確実に行われるよう、契約の全期間にわたって、必要となるスキル及び経験を有した受注者側の要員を確保すること。

本作業実施中において、最高裁判所が受注者の技術力、知識、体制等について不十分であると判断した場合には、受注者は最高裁判所と協議の上、受注者側の負担と責任で作業者の変更等の必要な対応をすること。

受注者は、現に又は過去2年間に裁判所のCIO補佐官業務を受託していないこと。

6 貸与物品等

受注者は、最高裁判所から提供又は貸与を受けた物品等については、最大限の注意をもって使用しなければならない。同物品等を自己の故意又は過失によって滅失又はき損した場合には、最高裁判所に対し、修理、代替品による補填又は生じた損害の賠償を行わなければならない。

7 問題発生の場合の対応

受注者は、仕様に関して解決できない問題が発生した場合には、隨時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する業者からの問い合わせに応じ、かつ、原因の究明を含めたその解決に協力すること。

8 作業場所等

本契約の履行に関連して受注者が必要とする作業場所は、本調達の性質上最高裁判

所が当然に提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。この場合の費用、受注者の負担とし、受注者は別途、最高裁判所に請求しないものとする。

- 9 本件調達するハードウェアについては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第7条第1項に基づき最高裁判所が定めた平成27年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の判断の基準を満たすこと。
- 10 受注者は、本件に関して知り得た情報を第三者に開示し、又は漏洩しないように対策を講じること。第三者に開示する必要がある場合は、最高裁判所の承認を得ること。
- 11 受注者は、本作業に関連して、最高裁判所が行う質問に対する回答、資料の提出を求めた場合は、適切に応じること。
- 12 受注者は、本作業等に関して、解決困難な問題が発生した場合には、隨時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する第三者からの照会に応じ、隨時、原因の切り分け及びその解決に協力すること。
- 13 その他  
受注者は、本仕様書に記載のない事項であって、データセンタネットワークの稼働及び運用に必要と認められる事項が発生した場合や仕様に関して疑義が生じた場合には、速やかに最高裁判所と協議し、その指示に従うこと。

## 別紙1

### 1 ハードウェア

機器等	メーカー	品目	規格/型番	数量	リース単価 (円・税抜)	リース合計 (円・税抜)
サーバ		サーバ (数量: 1式)			1,879	1,879
					881	881
					1,281	1,281
					1,409	1,409
					536	536
					1,054	3,162
					482	482
					482	482
					18	18
					364	364
					454	908
					86	86
					2	2
					291	582
					145	145
					123	123
					29	58
周辺装置 (数量: 1式)					1,436	1,436
					2,808	2,808
					29	29
					3,454	3,454
					132	132
					29	29
					合計	20,286

### 2 ソフトウェア

ソフトウェア等	メーカー	品目	規格/型番	数量	リース単価	リース合計
サーバ		サーバ (数量: 1式)			154	154
					7,718	7,718
					91	91
その他						
ツール					423	423
					合計	8,386

貸与システム保守条件

1 保守対象機器等及び保守物品

別紙1のハードウェア及びソフトウェアのすべて（以下、「本件保守対象機器等」という。）

2 本件保守対象機器等の保守要件

(1) 受注者は、本件保守対象機器等のすべてについて迅速な保守対応が可能であること。

(2) 保守作業時間は、  
[REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) 受注者は、保守対象機器等について、最高裁判所からの障害等通報について、保守作業時間内は受け付け可能とすること。

(5) 受注者は、本件保守作業について、月次報告書を作成し、翌月の5開庁日以内に裁判所に提出すること。月次報告書には、作業実績（実施件数、実績工数、作業内容、担当者、発生日、完了日及び改善提案等）を記載すること。

3 本件保守対象機器等の作業内容

(1) 保守作業実施計画書

受注者は、保守作業に関する具体的な実施計画（対応窓口の連絡先、緊急時の連絡先等、作業従事者名簿、作業体制図等を含む。）を記載した保守作業実施計画書を作成し、契約締結後7開庁日以内に最高裁判所に提出し、その承諾を得ること。

(2) ハードウェア保守

ハードウェアの保証期間は本件機器等の借入日から、最低5年間とすること。

(3) ソフトウェア保守

受注者は、本件機器の借入日の翌日から最低5年間、  
[REDACTED]

(4) 障害等通報対応

ア 受注者は、最高裁判所から障害等通報があった場合には、受付後原則として4時間以内に現地対応を開始し、原因の特定をした上で、迅速に障害部品等の交換及び交換した部品の動作確認を行うこと。

なお、交換した部品の調達費用は本契約に含まれるものとする。

イ 保守対象機器等においてハードディスクを交換した場合には、受注者において、交換されたハードディスクについて、記録された情報を第三者が読み取れない状態にする処置を施し、速やかにその旨の証明書を提出すること。

ウ 修理等によって、機器の構成やシリアルナンバーが変わったときは、本件機器等の台帳を修正すること。

エ 障害回復作業等を実施したときは、その修理対応や保守の内容を記載した報告書を、障害が復旧した日の翌開庁日までに提出すること。

(別紙)

支払内訳書

(単位: 円)

年月	月額(税別)	消費税及び 地方消費税額	合計
平成30年	4月分	133,700	10,696
	5月分	133,700	10,696
	6月分	133,700	10,696
	7月分	133,700	10,696
	8月分	133,700	10,696
	9月分	133,700	10,696
	10月分	133,700	10,696
	11月分	133,700	10,696
	12月分	133,700	10,696
平成31年	1月分	133,700	10,696
	2月分	133,700	10,696
	3月分	133,700	10,696
合計		1,604,400	128,352
			1,732,752

